

# 「医療と介護の事前連携及び照会シート」説明書

1. 医療と介護の事前連携及び照会シートの利用
  - (1) 目的
  - (2) 経緯
  - (3) シートの種類
  
2. 医療と介護の事前連携及び照会シートの活用方法
  - (1) 介護支援専門員からの照会シート
    - ◆ サービス担当者会議各サービス事前連携及び照会シート《様式1》
    - ◆ ケアプラン短期目標期間見直しに伴う照会シート《様式2》
  - (2) 医療と介護の連携連絡票
    - ◆ ケアマネジャー⇄医師《様式3》
    - ◆ ケアマネジャー⇄歯科医師《様式4》
    - ◆ ケアマネジャー⇄薬剤師《様式5》

※医療と介護の事前連携及び照会シートは在宅医療サポートセンターのホームページ  
(URL：[https://higashisaitama.hosp.go.jp/zaitaku\\_kaigorenkei.html](https://higashisaitama.hosp.go.jp/zaitaku_kaigorenkei.html))  
からダウンロードできます。  
様式を変更して利用を希望される場合には下記連絡先に連絡し、変更が可能です。

令和元年9月

蓮田市、白岡市、宮代町在宅医療・介護関係者連携会議

問合せ先：蓮田市在宅医療介護課 医療介護連携担当

TEL 048-768-3111 (内線 197) FAX 048-769-0684

Email [zaitaku@city.hasuda.lg.jp](mailto:zaitaku@city.hasuda.lg.jp)

## 医療と介護の連携及び照会シートの利用

### 1. 目的

市民の多くの方は、医療や介護が必要になっても、できる限り住み慣れた場所で生活が継続できることを望んでいます。安心して療養生活を送るために、介護支援専門員（ケアマネジャー）は利用者の状況やニーズに合わせてサービス提供事業者と連携をしてサービス利用計画書（ケアプラン）を作成します。

しかし、初回のサービス利用計画書作成時、サービス利用計画書変更時等に医療と介護の関係機関との連携に困難を抱えているという声が多く聞かれています。

そこで、連携が円滑にできる仕組み作りを目的として、この地域で活用できる標準シートの作成と活用方法等について検討しました。

このシートを使うことで、関係機関の間で、より円滑で効果的な連携が進むことを目指しています。

### 2. 経緯

蓮田市、白岡市、宮代町では医療と介護を推進する事業を、効率的かつ効果的に進めるため、平成27年より共同実施に関する協定書に基づき、医療・介護関係者の連携推進を図るため、蓮田市、白岡市及び宮代町在宅医療・介護関係者連携会議（以下、「連携会議」という。）を設置しています。

連携会議より抽出された課題のうち、医療と介護の連携のために取り組むべき具体策として、よりよいサービス担当者会議の開催に向けた検討が必要とされ、作業部会が設置されました。作業部会で方策を検討した結果、サービス担当者会議前に開催目的や情報を共有しておくことが有効であることや、情報収集に関する介護支援専門員の負担が大きいとの課題があることを確認しました。そこで、より効率的に負担なくサービス担当者会議に必要な情報を得ることができるよう、連携、意見、照会にかかる共通シートを地域で作成することと、そのシートの運用についての検討に取り組みました。

### 3. シートの種類

シートは次の2種類です。医療と介護の連携の際、必要な内容を効果的にやりとりするためにご活用ください。

#### (1) 介護支援専門員からの照会シート

サービス利用計画書作成時やサービス利用計画書の短期目標期間見直し時に使用します。

- ◆ サービス担当者会議各サービス事前連携及び照会シート《様式1》
- ◆ ケアプラン短期目標期間見直しに伴う照会シート《様式2》

#### (2) 医療と介護の連携連絡票

在宅療養の利用者について、医療機関（医師・歯科医師・薬剤師）と介護機関（ケアマネジャー等）双方向のやりとりに使います。

- ◆ 医療と介護の連携連絡票（ケアマネジャー⇄医師）《様式3》
- ◆ 医療と介護の連携連絡票（ケアマネジャー⇄歯科医師）《様式4》
- ◆ 医療と介護の連携連絡票（ケアマネジャー⇄薬剤師）《様式5》

## 医療と介護の連携及び照会シートの活用方法

- (1) シートは、適切な方法（手渡し、郵便、FAX等）で、活用してください。個人情報保護の観点から、FAX利用の場合は誤送信がないよう細心の注意を払ってください。氏名の一部を消す方法、事前に電話を入れ了解を得て個人情報なしで送付する方法も考えられます。
- (2) 可能な限りその都度本人（家族）の同意を得ながらこのシートを活用してください。
- (3) 介護支援専門員は、このシートを使用し、必要時、主治医に担当介護支援専門員である旨を伝えてください。
- (4) このシートで言う「主治医」とは、介護保険の主治医の意見書を記載している医師とは限りません。複数の科を受診している場合などは、必要に応じて各医師とこのシートを使って連携を図ってください。